

美濃加茂市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年3月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年4月28日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和7年4月25日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
土木課	【指導】 中之島公園の管理運営に関する基本協定書第26条（備品等の貸与）に基づき、ウエーバーコンロの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。 今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。
土木課	【検討】 市が委託する場合は、事業の部分委託ではなく、事業の全部を委託すること。あるいは、事業の一部費用を市が負担する場合は、補助金として支出すること。なお、補助金として支出する場合は、目的に応じた補助要綱を制定すること。

<p>土木課</p>	<p>【指導】</p> <p>中之島公園の管理運営に関する基本協定書第26条(備品等の貸与)に基づき、ダナーチェアの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。</p> <p>今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。</p>
<p>土木課</p>	<p>【注意】</p> <p>今後は、事前に中之島公園の管理運営に関する基本協定書の変更を行うこと。あるいは、事前に別事業としての契約書を作成するなど、事業内容を明確にし、20万円以下の請求書での処理を繰り返すことのないようにすること。</p>